

小樽商科大学後援会助成金及び緑丘会助成金計画委員会要項

(趣旨)

第1条 公益財団法人小樽商科大学後援会からの寄附金による助成事業実施要項第7条第3項及び公益社団法人緑丘会からの寄附金による助成事業実施要項第7条第3項の規定に基づく、小樽商科大学後援会助成金及び緑丘会助成金計画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算配分に関する事項
- (3) その他助成に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長 2名
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成24年3月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 小樽商科大学後援会助成金計画委員会要項（平成19年2月8日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。